

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-1	区分	意見
項目	年次報告書における点検・評価の基準の見直し			報告書 ページ	27
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境政策課		
意見内容	<p>毎年甲府市専用ウェブサイトでも報告される「第二次甲府市環境基本計画年次報告」では環境基本計画の個別目標毎の取組方針の達成状況について点検・評価を4段階で評価している。</p> <p>すなわち「年度目標値を達成している」場合は評価「◎」、「年度目標値との差が年度目標値の50%以内である」場合は評価「○」、「年度目標値との差が年度目標値の50%を超えている」場合は評価「△」、また、「推進していない」場合は評価「×」としている。</p> <p>当該評価は環境基本計画策定時、環境審議会やパブリックコメントにて、意見を聞いた上点検・評価の基準を決定したとのことであるが、令和2年度の取組方針に対する評価が合計43件のうち「◎」評価が21件、「○」評価が15件と大半が「○」以上となっていること、75%未満達成は最低の評価とする他の市の事例もあることから、他の市町村の評価基準も参考にしつつ、次回の環境基本計画見直しの令和4年からはより厳しい評価基準の導入を検討することも考えられる。</p>				
措置内容	<p>令和5年3月に策定した「第三次甲府市環境基本計画」では、環境審議会において年度取組の評価をこれまでの4段階評価から、「◎」「○」「△」「▲」「×」の5段階評価に見直し、達成度合いを細かく見える化することで、目標達成までの乖離を把握できるよう改善した。</p>				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-4	区分	指摘
項目	浄化槽定期検査の未受検			報告書 ページ	36
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境保全課		
指摘内容	<p>浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが求められるため、浄化槽法第11条は定期検査を実施することを定めている。定期検査は主に保守点検及び清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを判断するために行うものであり、浄化槽管理者は毎年1回受検することになっている。</p> <p>令和元年度における甲府市の11条検査受検率は、全体ベース（単独処理浄化槽含む）26.84%、合併処理浄化槽のみでは44.35%であり、令和2年度の11条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）27.04%、合併処理浄化槽のみでは45.18%であり、受検率は近年堅調に増加しているものの、依然として低い水準にある。</p> <p>環境省のウェブサイト（※）の「令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」において令和元年度の全国平均及び都道府県毎の11条検査受検率が公表されているが、全国平均11条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）43.8%、合併処理浄化槽のみでは62.2%となっており、甲府市は全国平均を下回っている。</p> <p>このような状況の下、甲府市は受検率向上のため未受検者を対象に訪問による受検指導を令和2年度に1,943件（令和元年度2,007件）に対して行うほか、浄化槽の適切な維持管理に係るチラシ配布等で周知を行っている。</p> <p>甲府市は公共下水道の普及が低く浄化槽利用者が多いため受検率が低くなる傾向にあるものの、受検率向上の指導・周知を引き続き実施するとともに、他の市町村の受検率向上の取組方針も参考とし、また、長期間未受検で悪臭を放し苦情がある場合等の悪質な事例では浄化槽法第66条の2による罰則適用の必要性の検討も必要である。</p>				
措置内容	<p>浄化槽法定検査受検率向上のため、職員による訪問指導等を実施してきたところであり、受検率も少しずつではあるものの向上させているが、ここ数年は、コロナ禍や市民のライフスタイルの多様化もあり、直接対面での指導が難しいことから、啓発リーフレットの配布や郵送等で行っている。</p> <p>また、受検率向上は全県下の課題でもあり、関係団体等で構成する「山梨県浄化槽適正処理促進協議会」や山梨県と協議・連携しながら方策を検討中である。</p> <p>今後においても、引き続き啓発活動を行い、受検率の向上対策に努めていく。</p>				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-3	区分	意見
項目	行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担(担当課としては総務課)			報告書 ページ	51
措置状況	検討中	所管部課	環境部ごみ減量課		
意見内容	<p>甲府市資源回収協同組合を含む次の事業者（全6団体）に対し、甲府市が保有するなでしこ工房及び車庫棟の一部について、甲府市行政財産使用料条例第4条第4号に基づき、使用料を免除し、使用許可を与えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府市資源回収協業組合 ・甲府市環境事業協同組合 ・甲府市廃棄物協業組合 ・甲府市廃棄物事業協同組合 ・全日本同和会山梨県連合会 ・甲府同和事業推進委員会 <p>使用に伴い発生する水道代、電気代、ガス代について、甲府市が負担し、使用者に対して請求していない。これらの実費相当額について、甲府市において負担する根拠はなく、公平性の観点から使用者に請求を行うべきである。</p> <p>また、他の地方公共団体では、公有財産規程等に「行政財産を目的外使用することに伴い発生する光熱水費等について、使用者の負担とする」旨を明記しているケースもあるが、甲府市においては、光熱水費の取扱いを定めていない。他の地方公共団体の例を参考に、光熱水費の取扱いについて、条例・規程等に明記することも検討されたい。</p> <p>※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。</p>				
措置内容	行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担については、市全体の課題ととらえ、その取扱いについて関係部署と検討している。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-3	区分	意見
項目	ごみ収集運搬コストの低減努力			報告書 ページ	79
措置状況	現状維持	所管部課	環境部ごみ収集課		
意見内容	<p>限りある予算の中でごみの収集運搬コストの低減努力が不可欠である。条件付きの一般競争入札の導入や、ごみ処理原価について人口規模や産業構造が類似している市町村と比較し、コスト面で優れた市町村の取組事例を導入することを検討されたい。</p>				
措置内容	<p>入札の導入によりコスト削減の可能性があることは認識しているが、一般廃棄物の処理については、委託した場合であっても市が最終的な責任を負うことから、委託料の低廉化と業務の確実な履行について検討の上、確実な履行を重視し、随意契約により業者選定を行っている。</p> <p>委託料については、「受託業務を遂行するに足りる額であること」が求められるが、本市においては確実な履行に必要な額を勘案する中で最小限の設計をしているところである。</p> <p>また、家庭ごみ収集委託料の1トン当たりの金額が中核市63市の平均で21,968円であるのに対し、本市は17,798円と平均を下回っており、経済性の観点から、一定の妥当性を有しているものとする。</p> <p>今後においても、契約方法や経費削減について、他都市の状況等を情報収集し、研究に努めていく。</p>				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-4	区分	意見
項目	委託設計価格における間接経費の妥当性の検証			報告書 ページ	80
措置状況	現状維持	所管部課	環境部ごみ収集課		
意見内容	より精緻な予定価格となるように、委託先の決算書を分析し、予定価格における間接経費の水準が妥当であるかを検討すべきである。				
措置内容	<p>すべての委託先から決算書を提出させ、内容の確認を行った。</p> <p>間接経費の水準については、業者により記載の基準が異なっていることから、比較対照といった分析が困難であったため、国等の統計を参考に検討したところ、本市のごみ収集運搬業務委託における設計額は、平均的な水準を下回っていることが確認できた。</p> <p>今後においても、適正な水準を維持していくため、委託先からの報告や社会経済情勢を注視していく。</p>				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-5	区分	意見
項目	業務実施報告及び設計価格の確認			報告書 ページ	80
措置状況	現状維持	所管部課	環境部ごみ収集課		
意見内容	委託先からの業務実施報告の内容が契約内容と整合しているかを確認し、報告書の記載方法が不十分であれば改善させるべきである。また、委託先の稼働状況が契約内容と整合していない場合は、契約内容及び予定価格設計内容を実態に合うように変更すべきである。				
措置内容	<p>委託業者より、収集日ごとの走行距離、収集量などを集計した業務報告を受けており、契約内容との整合を確認している。</p> <p>収集運搬車両については、確実な履行の確保に必要な台数を設計しているものであり、業務の繁閑に対する受託業者の柔軟な対応及び企業努力により、稼働台数が設計内容と必ずしも一致しないものであるが、業者からは実態に即した正確な報告を求めているところである。</p> <p>今後においても、設計の適時、適切な見直しにつなげるため、業者に必要な報告を求め、報告内容を確認していく。</p>				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-6	区分	意見
項目	委託先での外注支出の妥当性確認			報告書 ページ	81
措置状況	現状維持	所管部課	環境部ごみ収集課		
意見内容	委託者として委託先の経営実態を詳細に把握し、委託先で委託業務に不必要な支出がないかを十分に検証する必要がある。その上で、委託先の実態に見合った委託料で契約すべきである。				
措置内容	委託業者から決算書等の提出を受け、経営状況を確認した。 委託料については、人件費や車両経費等について、実勢に応じた見直しを行い、委託先において不必要な支出を行うことがないよう、予定価格の設計を行っている。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-8	区分	意見
項目	委託料単価の再設計			報告書 ページ	83
措置状況	取組中	所管部課	環境部ごみ収集課		
意見内容	現在の委託料が実態に即しているかを十分に検討すべきであり、例えば燃えるごみ・燃えないごみの収集運搬委託料と同様に人件費・車両費等を積み上げる方法も考えられる。委託料の設計に際しては、ルート間での公平性も考慮し、排出量当たりの委託料単価、居住人口当たりの委託料単価、走行距離当たりの委託料単価等の指標も検討対象にするのが望ましい。				
措置内容	排出量当たりの委託料単価等の各種指標の把握に努め、収集体制の見直しを含めて検討する。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	V-2	区分	意見
項目	旧衛生センターの施設撤去又は利活用の方針決定の必要性			報告書 ページ	98
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境総室総務課		
意見内容	旧衛生センターは業務廃止して現在液移送減容化処理及び貯留槽清掃業務を行っている。これらの業務が完了後の施設撤去又は利活用の方針が決定されていない。早急に決定すべきである。大里第一団地地域し尿処理施設のような未利用不動産にしないことを望む。				
措置内容	旧衛生センター周辺の利活用状況を見極める中で、その活用方針を引き続き関係部署と協議していく。				
措置通知日	令和6年8月27日				